

(表)

様式第 2 2 号 (第 2 3 条関係)

年 月 日

公安委員会 殿

住 所

氏 名

銃砲等保管 (計画) 報告書

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 3 3 年法律第 6 号) 第 1 0 条の 6 の規定により、下記のとおり報告します。

記

所持銃砲等		ライフル銃	散弾銃	空気銃	銃	クロスボウ
		丁	丁	丁	丁	丁
銃 砲 等 の 保 管 設 備	◇	堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有するものであるか				
		金属製の場合 板厚が、1 mm 以上あるか			□はい □いいえ	
		金属製以外の場合			(製、 mm)	
		施錠をした際、かんぬき機構等によって扉の上下を本体に固定する構造であるか			□はい □いいえ	
		外部から見える蝶番が切断又は取り外されても、扉が外れない構造になっているか			□はい □いいえ	
		設備の内部に鎖等によって銃を固定する装置があるか			□はい □いいえ	
	◇	確実に施錠できる錠を備えているか				
		鎌型錠等外部からの力によって容易に開錠できないものであるか			□はい □いいえ	
		鍵のかけ忘れ防止装置があるか			□はい □いいえ	
		鍵違い 1 2 0 種以上のものであるか			□はい □いいえ	
	◇	管理上支障のない場所にあるか				
		人が看守し易い場所で、外部から容易に見えない場所に設置しているか			□はい □いいえ	
◇	容易に持ち運びができないものであるか					
	柱、床等に固定されているか			□はい □いいえ		
	固定されていない場合			重量 () kg		
実包等の 保管設備	銃の保管設備と別の場所に設置しているか			□はい □いいえ		
	堅固な設備であるか			□はい □いいえ		
	施錠設備はあるか			□はい □いいえ		

家
屋
内
の
保
管
場
所
の
略
図

銃砲等の保管設備の位置は○で、実包等の保管設備の位置は△で示すこと。

注 本書は、銃砲等とともに保管すること。